

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部  
変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、山鹿植木  
広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約（昭  
和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）  
の一部を次のように変更する。

第 3 条中「次に掲げる」を「一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理運営に関する」  
に改め、同条各号を削る。

附則第 2 項中「ごみ処理施設」の次に「及びし尿処理施設」を加える。

別表し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（し尿処理施設の廃止に伴う経過措置）

2 この規約の施行の前にし尿処理施設に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の処理に  
ついては、なお従前の例による。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。